

入札説明書類

件名：栄養摂取状況調査結果入力・収集プログラムの機能強化及び運用業務一式

令和8年2月

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

- ①入札説明書 1 部
- ②仕様書 1 部
- ③契約書(案) 1 部
①～③：応札にあつては、内容を熟知すること。
- ④質疑書 1 部
- ⑤ご担当者連絡先 1 部
④～⑤：期限(令和8年2月10日)までにメールにて提出すること。
また、④質疑書は質疑の有無に関わらず提出すること。
- ⑥競争参加資格確認関係書類 1 部
- ⑦誓約書 2 種
- ⑧保険料納付に係る申立書 1 部
- ⑨適合証明書 1 部
⑥～⑨：期限(令和8年2月20日)までに提出すること。
- ⑩入札書 1 部
⑩：1回目の応札は契約権限を有する代表者が行うこと。
また、提出期限(令和8年2月24日)を厳守すること。
- ⑪入札書等記載要領 1 部
- ⑫入札辞退届 1 部
⑫：応札しない場合、令和8年2月24日までに提出すること。
- ⑬委任状 1 部
- ⑭年間委任状 1 部
⑬～⑭：内容を熟知し、該当する場合は、
開札当日(令和8年2月25日)、開札会場へ持参すること。

入札説明書

「栄養摂取状況調査結果入力・収集プログラムの機能強化及び運用業務一式」にかかわる入札公告（令和8年2月3日付）に基づく入札等については、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所会計規程（17規程第7号）（以下「会計規程」という。）及び国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約事務取扱要領（17要領第8号）（以下「契約事務取扱要領」という。）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当者

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔

2 委託業務内容

- (1) 契約件名 栄養摂取状況調査結果入力・収集プログラムの機能強化及び運用業務一式
- (2) 仕様等 詳細は別添「仕様書」のとおり。
- (3) 契約期間 自：令和8年4月1日 至：令和9年3月15日
- (4) 納入場所 大阪府摂津市千里丘新町3-17 健都イノベーションパーク NKビル
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
- (5) 入札方法

入札金額については、総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

- (6) 入札保証金及び契約保証金 全額免除

3 競争参加資格

- (1) 契約事務取扱要領第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8・9年度厚生労働省一般競争入札参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供」のA～Dのいずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 当該役務・物品等を確実に履行・納入できると認められる体制等を有している者であること。
- (4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (6) その他契約事務取扱要領第3条の規定に基づき、契約担当役が定める資格を有する者であること。
- (7) 公益法人においては、「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）の内容について問題がない者であること。
- (8) 暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者に該当しないこと。
- (9) 法人格を持つ事業体であること。さらに、消費税及び地方消費税並びに法人税について、

納付期限を過ぎた未納税額がないこと。

- (10) 「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)を遵守し、個人情報の適切な管理能力を有している事業者であること。
- (11) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間(⑤及び⑥については2保険年度)の保険料について滞納がないこと。
- ①厚生年金保険 ②健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの) ③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- 注) 各保険料の内⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない(分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。)こと。
- (12) 本件仕様書の7(3)に掲げられた受託者の要件を全て充足できること。

4 提出書類等

(1) 質疑書・ご担当者連絡先

令和8年2月10日(火)17時00分までにメールにて提出すること。また、質疑書は質疑の有無にかかわらず提出すること。

提出先メールアドレス 総務部会計課管理係 eiken-kaikei@nibn.go.jp

(2) 競争参加資格確認書類等

この一般競争に参加を希望する者は、本入札説明書3の競争参加資格を有することを証明する書類等(※)を令和8年2月20日(金)17時00分までに下記5(1)の場所に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、契約担当役等から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(※)とは下記の書類である。

- ①資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し
- ②会社概要
- ③公益法人については、3(7)を証明する書類
- ④誓約書(3(3)の誓約書及び3(8)の誓約書)
- ⑤保険料納付に係る申立書(3(11)の申立書)
- ⑥別紙「適合証明書」及び仕様書7(3)を満たすことを証明する書類

(3) 入札書

提出期限は令和8年2月24日(火)17時00分(郵送の場合も同様)

詳細は下記5を参照。

(4) 入札辞退届

応札しない場合、開札前日(令和8年2月24日)までに提出すること。

(5) 委任状・年間委任状

該当する場合は、開札当日(令和8年2月25日)に開札会場へ持参すること。

5 入札書等の提出場所等

(1) 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒566-0002

大阪府摂津市千里丘新町3-17 健都イノベーションパーク NKビル
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 総務部会計課管理係
電話：06-6384-1120

(2) 入札書の提出方法

- ①入札書は別紙入札書様式にて作成し、直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和8年2月25日開札 栄養摂取状況調査結果入力・収集プログラムの機能強化及び運用業務一式 入札書在中」と記載しなければならない。
- ②郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「令和8年2月25日開札 栄養摂取状況調査結果入力・収集プログラムの機能強化及び運用業務一式 入札書在中」の旨記載し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記載し、上記5の（1）宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- ③入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- ④入札書の日付は、提出日を記入すること。

(3) 入札の無効

次の各号の一に該当する場合は、入札を無効にする。

- ①本入札説明書に示した競争参加資格のない者
- ②入札条件に違反した者
- ③入札者に求められる義務を履行しなかった者
- ④入札書の金額が訂正してある場合
- ⑤入札書の記名又は押印が抜けている場合
- ⑥再度入札において、前回の最低金額を上回る金額で入札している場合

(4) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

(5) 代理人による入札

- ①代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印をしておくとともに、開札時までに代理委任状を提出しなければならない。
- ② 入札者又はその代理人は、本件業務委託に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

6 開札及び落札後の手続

(1) 開札の日時及び場所

令和8年2月25日（水）15時30分

大阪府摂津市千里丘新町3-17 健都イノベーションパーク NKビル
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 1階研修展示室

(2) 開札

- ①開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が

立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

- ②入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ③入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。
- ④入札者又はその代理人は、契約担当役が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- ⑤開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

(3) 落札者の決定方法

- ①入札書が公告及び入札説明書に定められた条件を満たしている者。
- ②会計規程第41条及び契約事務取扱要領第16条1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内である者。
- ③入札金額が競争参加者の中で最低価格である者。
- ④当該内容を確実に実施し、契約書の内容を誠実に遵守することができると、契約担当役が認めた者。

(4) 落札条件に該当する者が複数のとき

前項に定められた落札の条件に該当する者が複数いるときは、直ちに該当する者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、くじを引けない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

(5) 契約書の作成

- ①契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- ②契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に契約担当役等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③上記②の場合において契約担当役等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④契約担当役等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

栄養摂取状況調査結果入力・収集プログラムの
機能強化及び運用業務一式 仕様書

令和8年2月

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

目次

1.	件名.....	2
2.	調達経緯・目的及び期待する効果.....	2
3.	調達及び一連の調査に関する年度内スケジュール（予定）.....	2
4.	調達範囲.....	3
5.	情報セキュリティ.....	7
6.	作業報告.....	9
7.	作業実施体制及び受託者に求める条件.....	10
8.	その他.....	11
9.	業務期間.....	12

1. 件名

栄養摂取状況調査結果入力・収集プログラムの機能強化及び運用業務一式

2. 調達経緯・目的及び期待する効果

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下、「当所」という。）では、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に基づき、国民健康・栄養調査（以下、「本調査」という。）の集計・解析業務を実施している。本調査の一部である栄養摂取状況調査について、平成 30 年より、調査を担当する全国の保健所等からの効率的かつ安心安全な方法でのデータ収集を目的として、国民健康・栄養調査用栄養摂取状況調査結果入力収集プログラム（以下、「本プログラム」という）の運用を開始してきた。

本業務は、令和 8 年度において、より一層効率化した情報収集作業に資するための、本プログラムについての運用環境整備及び機能拡張並びに安定かつセキュアな運用及び支援を受託者に対し求めるものである。

3. 調達及び一連の調査に関する年度内スケジュール（予定）

年月日	実施項目	備考
落札決定日	受託事業者の決定	
令和 8 年 5 月中旬	各種計画書の提出（テスト計画書を除く）	
令和 8 年 5 月下旬	各種計画書等の承認	
令和 8 年 7 月中旬	テスト計画書の提出	
令和 8 年 7 月下旬	テスト計画書の承認	
令和 8 年 8 月上旬	サービス基盤の作成	
令和 8 年 8 月中旬	各種テストの実施 本プログラムの機能拡張完了 テスト報告書の提出	
令和 8 年 9 月下旬	アカウント配布ほか、実施に向けての準備・調整	
令和 8 年 10 月上旬	テスト環境の稼働開始	
令和 8 年 11 月 2 日	データ収集サービス公開運用開始	
令和 9 年 2 月 26 日	データ収集サービス公開運用終了	
令和 9 年 3 月 15 日	成果物納品	

4. 調達範囲

(1) 作業計画書の作成

本件業務について当所の指示に従い、作業開始前に各種計画を策定し、作業計画書としてまとめ、当所の承認を得ること。作業計画書は以下の内容を含んだものとする。なお、作業計画書の内容に関して作業開始後に異同が生じる場合には、変更後の作業開始前に当所の許可を得た上で、作業計画書の変更を行い、当所の承認を得ること。

- ・下記に示す本プログラムの機能拡張並びに環境構築及び運用の実現に関する実施計画書及び実施要領案、設計書。なお、設計書については、各機能項目や画面遷移を説明する内容とともに、設計・開発の設計書、作業経緯、残存課題等を含んだものとする。残存課題についてはサービス運用期間中に当所より提案する機能改善要望を含めるものとする。なお機能改善要望のうち、当所において優先度が高いと判断するものについては、次年度に機能拡張ができるよう仕様を整理すること。
- ・本プログラムのパブリッククラウド及びホスティングサービス等を用いた運用の方法及び保守業務を詳細に記述した実施計画書（定常時における月次の作業内容、その想定スケジュール、障害発生時における対応等を取りまとめた運用計画／保守作業計画案を含む）。
- ・本プログラムについての単体テスト、結合テスト及び総合テストについて、インストール手順、体制、環境、作業内容、スケジュール、シナリオ、合否判定基準等を記載したテスト計画書。
- ・本件業務における事業遂行責任者1名、副責任者1名の記載を含む業務実施体制表。なお、事業遂行責任者は受託企業の従業員であること、委託業務に関する最終責任者として機能する者を選定すること。
- ・具体的なセキュリティ対策の内容の報告を含む情報セキュリティ体制表。

(2) 作業管理

本件業務について上記（1）に従って作成、承認された実施要領に従って設計、環境構築、保守運用に係るコミュニケーション管理、体制管理、工程管理、品質管理、リスク管理、課題管理、システム構成管理、変更管理、情報セキュリティ対策を行うこと。

(3) 環境の構築

本プログラムについて下記の要件に従い、環境構築及び運用を行うこと。

① プログラム概要

- ・プログラムの詳細：下記②に従ったクラウドサービス又は同等以上の機能・性能を持つホスティングサービス等（以下「クラウド・ホスティング等」という。）を用いて構築すること。なお、環境構築するための情報として、過去当所で構築した本プログラムを提供する予定である。
- ・プログラムの本稼働期間（令和8年国民健康・栄養調査の実施期間）：令和8年11月2日から令和9年2月26日
- ・アクセス主体：調査を担当する全国約250の保健所及び自治体（都道府県及び保健所設置

市)。アクセスアカウントについては、「データ収集サービス公開運用開始」の1ヶ月前に当所から配布を実施するため、それまでに当所へ提供すること。なお、アカウント数量については、保健所向けアカウント 350、自治体向けアカウント 250 の最大合計 600 アカウントまでの数量に対応すること。

- アクセス数：上記の全アカウントが同時にアクセスし、稼働率が 99%であることを想定してサービスを設計すること。利用者の活動時間である平日 9 時から 17 時までに多くのアクセスが集中することを考慮すること。アカウントにログインする際のパスワード試行回数を 5 回に設定すること。また、利用者は、日本国内からのアクセスに限るように設定すること。
 - 稼働環境整備：下記について受託者にて行うこと。
 - a) 本プログラムの仮想基盤のための Linux/x64 が稼働するサーバを用意すること。
 - b) データベース機能のための MySQL 互換 DB を用意すること。
 - c) システムイメージ及び DB のスナップショット及び DB ダンプを格納するためのサーバを用意すること。また、月一回以上のシステムイメージ及び DB のスナップショット及び DB ダンプを行うこと。
 - d) HTTPS サービスのためのドメイン名、ネームサービス、証明書を設定し適用すること。
 - e) 本プログラムに有効なファイヤーウォールサービス、W A F (Web Application Firewall)、I D S (Intrusion Detection System)、I P S (Intrusion Prevention System) を整備すること。
 - f) クラウド・ホスティング等の環境については日本国内に物理的に設置され、国内法令が適用されること。
 - g) クラウド・ホスティング等を利用するにあたり、万が一サービスの中断や終了が発生した場合に、円滑に業務を移行するための対策として、以下の内容を確認すること。
 - サービス中断時の復旧要件
 - サービス終了又は変更の際の事前告知の方法・期限及びデータ移行方法
 - 初期設定：本プログラムの利用に必要な初期データベースの設定や各種ネットワーク (DNS、ドメイン名、SSL 証明書等) について設定し適用すること。
 - マニュアル用画像の提供：環境構築時に当所が作成/更新する利用者向けマニュアル用にスクリーンショットを提供すること。対象とする画面や画像の形式は当所の指示に従うこと。
 - マニュアルの作成：当所の指示に従い、本プログラムの運用担当者向けマニュアル及び利用者マニュアルをテスト開始時までに作成し、当所に提供すること。
- ② プログラムの機能・環境及び性能要件
- 国民健康・栄養調査用栄養摂取状況調査結果入力収集プログラム (本プログラム)
- 【機能】Linux/x64 にて稼働する仮想基盤上のプログラム群であり、MySQL 互換 DB 部、データ処理部、フロントエンド Web 部から構成される。

【性能要件】本プログラムが CPU4 コア / メモリ 4GB / SSD 100GB の物理マシンで処理できるリクエスト数が同時 30 利用者分程度であることを基準として、当所の指示する物理マシン (Core i7 2GHz, memory 8GB, 240GB SSD, 64bit CentOS) の規模最適化を求める。なお、CentOS のバージョンは、CentOS 7 とするが、CentOS 7 の商用サポートを留意すること。

【基本インスタンスの性能要件】利用するクラウドサービスにおいて、仮想コア数 12 以上、メモリ量 24GB 以上のインスタンスを確保できること。令和 5 年度版「国民健康・栄養調査用栄養摂取状況調査結果入力収集プログラム」のインスタンス規模 (AWS m5.xlarge 2 台構成) を基準として、令和 5 年度と同程度のデータの入出力がある (【Network 帯域】:受信 100.3kb/s、送信 2606.7kb/s、【CPU 稼働率】:1min Ave 17.0%、5min Ave 16.0%、【Memory 使用量】:Real memory2309.0MB(13.0%)、【HDD 使用率】:Disk used 4.0%) ことを想定し、かつ、100 利用者が同時間帯に利用可能な規模最適化を求める。

【データベースの要件】MySQL 互換 DB サービスであること。自己修復機能を備え可用性が 99.9%を超えること。

③ 機能拡張

- ・本プログラムについて、以下の (A)～(C) の機能拡張を実施すること。
 - (A) 年齢を算出するための基準日を令和 8 年 11 月 1 日とすること。
 - (B) 上記の (A) に伴い、登録可能な生年月日を明治 39 年 11 月 2 日～令和 7 年 11 月 1 日、妊娠区分が入力できる生年月日は、昭和 41 年 11 月 2 日～平成 26 年 11 月 1 日、仕事の種類において 1～13 の入力の有効となる生年月日を平成 23 年 11 月 1 日まで、腹囲・歩数・血圧の項目の入力の有効となる生年月日を平成 18 年 11 月 1 日までとすること。
 - (C) 上記の他に不具合が確認された場合は、当所と受託者が協議の上、双方が了承した内容について修正を行うこと。

④ テスト要件

- ・本プログラムの円滑かつ支障のない運用開始を達成するため、上記①にて作成したテスト計画に基づき事前に運用テストを実施すること。
- ・テストの実施日程はデータ収集サービス公開運用開始日の約 1 ヶ月前の連続した 5 日間とすること。なお、テスト日程については当所と協議の上、決定すること。
- ・テスト環境については、アカウント利用者が行う入力、画面遷移、データ保存等の本番環境と同一の仕様にて準備し、本プログラムによる調査を当所職員において仮想的に実施できるものとする。
- ・テスト時の Web ブラウザは、利用者の環境を考慮し、Google Chrome 最新版及び Microsoft Edge 最新版を用いること。
- ・テスト環境、テスト実施に必要なサーバやクラウド・ホスティング等の一切の環境については受託者で準備すること。

- ・テスト環境に問題が生じた場合は、データ収集サービス公開運用開始日までにこれを解消すること。

(4)運用保守

本プログラムの運用開始に際して下記に従い運用保守を行うこと。

① サポート体制の構築

- ・運用開始後は、当所からの問い合わせに対して電話又はメールによるサポートを行う体制を構築すること。
- ・問合せに対しては原則として問い合わせ受付日を起算日として2営業日以内に回答することとし、2営業日以上回答に時間を要する場合は当所及び関係者に対してその旨を案内すること。
- ・利用者に関する内容は、当所と相談の上、利用者マニュアルに掲載するFAQの形式で文章にまとめること。

② 障害発生時の対応

障害発生時には直ちにその旨を当所へ電子メールで報告すること。メール報告後に問題解決にあたり復旧の報告をすること。初動より4時間以内に障害が修正されない場合は、問題の切り分け・復旧計画について当所に報告と提案を行い、当所の承認の下でサービスの再構築を含め24時間以内に対応を完了すること。障害の切り分けの結果、障害要因が本プログラムである場合は、修正を実施すること。

③ 運用作業報告書の作成

上記(1)で策定した保守運用計画に基づき、以下の内容について月次で保守運用作業報告書を取りまとめること。

- a) 問合せ案件及び課題等の状況一覧
- b) サーバ監視状況の報告（ハードディスク容量監視、メモリ使用状況監視、CPU 使用状況監視、脆弱性対策並びに診断に関する報告）
- c) バックアップ状況の報告
- d) 情報セキュリティ対策の状況
- e) 保守作業の内容や工数などの作業実績状況（本プログラムの運用に伴う脆弱性への対応状況を含む）
- f) サービスレベルの達成状況
- g) リスク・課題の把握・対応状況
- h) その他不定期作業の報告

なお、上記のうち a)、e)、f)、g)については、月間実績を評価し、保守運用計画において別途定める基準を満たさない場合はその要因の分析を行うとともに、達成状況の改善に向けた対応策を提案すること。

④ 定例会議の開催

月例の定期運用会議を開催し、保守運用作業報告書の内容について報告すること。報告に際

して当所がサービスレベルの達成状況が不十分と認める場合、当所との協議により必要に応じてサービスレベルを明確化・向上させること。

⑤ バーチャルアプライアンスの提供

本プログラムは、データ収集サービス公開期間の終了後の令和9年2月26日以降もデータ収集以外の機能について当所において継続して利用することを予定している。そのため、本プログラムについて、データ収集サービス公開期間内に収集されたデータとともに、当所内に設置された指定のコンピューターにおいて仮想サーバとして展開可能なバーチャルアプライアンスを構成すること。バーチャルアプライアンスの構成においては以下の点に留意すること。

- ・ハイパーバイザーについては当所と協議すること。
- ・データセットについても継続性を考慮して同じものを用意すること。
- ・当所内 PC における仮想サーバへのログイン手順等を示したマニュアルを作成すること。
- ・運用 PC 環境条件

CPU : インテル Core i5

OS : Ubuntu18.04.2LTS (Desktop)

メモリ容量 : 8GB

SSD : 256GB

5. 情報セキュリティ

本件業務の遂行にあたって以下の情報セキュリティ体制を実現すること。また、委託先における情報セキュリティ対策の管理体制及び遵守方法に関して書類等で確認できること。

- (1) 本調達に係る業務の実施のために当所から提供する情報その他当該業務の実施において知り得た情報については、その秘密を保持し、また当該業務の目的以外に利用しないこと。今回の調達に関連する情報が記録された情報機器を廃棄する場合は、その内容が復元できないようにすること。受託業務の作業で一時的に作成及び使用したアカウント情報は、作業完了後にすみやかに抹消すること。委託業務終了の際には、取り扱った情報が確実に返却もしくは抹消されること。なお、情報を抹消した際に、当所に連絡を行い、抹消した内容及び抹消した日時について当所の確認を受けること。
- (2) 受託業務の実施にあたり、受託者は従業員、再委託先もしくはその他のものによる意図せざる変更が加えられないための管理体制を整備すること。受託業務の作業に関しては、セキュリティ上問題となりうる可能性のあるソフトウェアを使用しないこと。
- (3) 受託者の資本関係・役員等の情報、委託業務の実施場所、委託業務従事者の所属・専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)・実績及び国籍に関する情報提供を行うこと。
- (4) 受託業務の遂行において情報セキュリティが侵害される又はそのおそれがある場合には、すみやかに当所に報告すること。
- (5) 情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、情報セキュリティ対策の状況を月次で報告すること。なお、当所が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合、その実

施内容を定めて情報セキュリティ監査を実施することがある。

- (6) 情報セキュリティ対策の履行が不十分である可能性を当所が認める場合には、必要に応じて当所との協議により合意した対応をとること。
- (7) 障害時における可用性を確保するため、冗長化可能な機能を有するクラウドサービスにより、サービスの中断なく円滑に業務を遂行できること。
- (8) パブリッククラウドを利用する場合、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度」(ISMAP)に登録されたサービスを利用すること。
- (9) 他のクラウド・ホスティング等利用者から影響を受けないよう、共有セグメント内ではなく、専用セグメント内で運用すること。
- (10) セキュリティ要件が適切に実装されるように下記の情報セキュリティ対策を行うこと。
 - ・要保護情報への不正アクセス、滅失、き損等に対処するための環境を整備する。
 - ・セキュリティ要件が適切に実装されるようにセキュリティ機能を設計し、本プログラムに脆弱性が混入されることを防ぐため、以下を含むセキュリティ機能を実装する。
 - ア) 環境構築及び機能拡張に際して、脆弱性検査を含む情報セキュリティ観点での試験を実施する。その際は、脆弱性検査ツールや点検基準を用いた検査を実施し、必要な措置を講ずる。
 - イ) セキュリティ機能が適切に実装されていることを確認するため、設計レビューやソースコードレビュー等を実施する。
 - ウ) 使用する機器及びソフトウェアについて公表される脆弱性情報を常時把握する。
 - エ) 把握した脆弱性情報について、対処の要否、可否につき当所と協議し、決定する。この際、セキュリティパッチの提供がある場合は、セキュリティパッチの適用による情報システムへの影響を考慮したうえで、影響のない場合は最新のセキュリティパッチを適用する。決定した対処又は代替措置を実施する。
 - ・クラウド・ホスティング等の環境を含む情報の流通経路全般にわたるセキュリティ対策を構築するため、以下の内容が実施されることを確認すること。
 - ア) クラウドサービスに係るアクセスログ等の証跡の保存及び提供
 - イ) インターネット回線とクラウド基盤の接続点の通信の監視
 - ウ) クラウドサービスの委託先による情報の管理・保管の実施内容の確認
 - エ) クラウドサービス上の脆弱性対策の計画策定、セキュリティパッチ等の適用手順の整備、脆弱性診断の実施
 - オ) クラウドサービス上の情報に係る復旧時点目標 (RPO) 等の指標
 - カ) クラウドサービス上で取り扱う情報の暗号化
 - キ) 利用者の意志によるクラウドサービス上で取り扱う情報の確実な削除・廃棄
 - ク) 利用者が求める情報開示請求に対する開示項目や範囲の明記
- (11) 再委託に関する事項
 - ① 本業務について再委託を実施する場合、当所との契約上受託者に求められる水準と同

等の情報セキュリティ水準を再委託先においても確保すること。また、受託者は、再委託先が実施する情報セキュリティ対策及びその実施状況を当所に報告すること。

- ② 委託事業において取り扱う情報について、再委託先が閲覧することがないように、受託者は情報を厳重に管理すること。やむを得ず、再委託先において委託事業に係る情報を閲覧する必要がある場合には、受託者は、事前に当所の担当者と調整し、当所の担当者の指示に従うこと。
- ③ 前号に掲げる情報の提供に加えて、再委託先において本委託事業に関わる要員の所属、専門性（資格等）、実績及び国籍についての情報を委託元である当所の担当者へ提示するとともに、係る管理体制について研究所の確認（立入調査）を随時受け入れる。当所は、再委託先に行わせた情報セキュリティ対策及びこれを行わせた結果に関する報告を、委託先に求める場合がある。

(1 2) その他必要と思われる情報セキュリティ対策を適切に講じること。

6. 作業報告

(1) 成果物

- a) 上記 4 (1) で作成した作業計画書の最終版
- b) 上記 4 (3) に従い作成した本プログラム一式及びそのソースコード
- c) 上記 4 (3) で作成した運用者向けマニュアル及び利用者向けマニュアル (PC 仮想サーバへのログイン手順等の説明を含む)
- d) 上記 4 (3) で作成した仮想環境イメージ
- e) 上記 4 (4) で作成した運用作業報告書及び定例会議資料・議事録
- f) 上記 4 (4) に従いデータ収集サービス公開期間において実施された調査により収集された最終データ
- g) 上記 4 (4) に規定されるバーチャルアプライアンスの利用マニュアル
- h) その他打ち合わせ等にて作成された文書類

(2) 納品期限

令和 9 年 3 月 15 日 (月)

(3) 納品場所

大阪府摂津市千里丘新町 3 番 17 号健都イノベーションパーク NK ビル
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 国立健康・栄養研究所
栄養疫学・政策研究センター 国民健康・栄養調査研究室

(4) その他

- ・成果物は、全て日本語で作成すること。ただし、日本国においても、英字で表記されることが一般的な文言については、そのまま記載しても構わない。
- ・情報処理に関する用語の表記については、日本工業規格 (JIS) の規定を参考にすること。
- ・成果物は紙媒体及び電子媒体により作成し、電子媒体については電磁的記録媒体 (CD-R 等)

に格納し、紙媒体及び電磁的記録媒体1部を納品すること。紙媒体のサイズは、日本工業規格A列4番を原則とすること。また、電子媒体については、紙媒体と同一の印字が可能な様式で、ファイル形式は、Microsoft Word 2024 以上、Microsoft Excel 2024 以上、Microsoft PowerPoint 2024 以上またはhtmlで作成されたものを原則とし、当所が他の形式による提出を求める場合は協議の上これに応じること。なお、上記以外の形式又は方法で納品を希望する場合には当所へ事前に承認を得ること。

- ・成果物が外部で不正に使われたりするほか、納品過程において改竄されることのないよう、安全な納品方法を提案し成果物の情報セキュリティの確保に留意すること。
- ・電磁的記録媒体により納品する場合は、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。

7. 作業実施体制及び受託者に求める条件

(1) 作業実施体制

受託者は、本件調達における事業遂行責任者を1名、副責任者を1名設置すること。なお、事業遂行責任者は受託企業の従業員であること、委託業務に関する最終責任者として機能する者を選定すること。なお、情報セキュリティ体制を整備し、この体制及び具体的なセキュリティ対策の内容についても報告すること。

(2) 作業管理

- ① 受託者は、当所が承認した設計・開発実施要領に基づき、設計・開発業務に係るコミュニケーション管理、体制管理、工程管理、品質管理、リスク管理、課題管理、システム構成管理、変更管理、情報セキュリティ対策を行うこと。
- ② 受託者は、当所が承認した運用実施要領に基づき、運用業務に係るコミュニケーション管理、体制管理、工程管理、品質管理、リスク管理、課題管理、システム構成管理、変更管理、情報セキュリティ対策を行うこと。
- ③ 受託者は、当所が承認した保守実施要領に基づき、保守業務に係るコミュニケーション管理、体制管理、工程管理、品質管理、リスク管理、課題管理、システム構成管理、変更管理、情報セキュリティ対策を行うこと。

(3) 受託者の要件

- ① 個人情報保護マネジメントシステムを確立していること。プライバシーマーク制度の認証によるプライバシーマーク使用許可又はISO/IEC27001の認証若しくはJIS Q 27001(日本工業標準規格)の認証を受けていること。
- ② 受託者は本プログラムに適用するセキュリティサービスのうち、ファイヤーウォールサービス、WAF(Web Application Firewall)、IDS(Intrusion Detection System)、IPS(Intrusion Prevention System)のいずれかを自社で構築し、顧客環境に提供し

保守運用を行った実績があること。

- ③ プロジェクト責任者又は運用担当者は、以下の条件を満たすこと。
- ・ 1日当たり 100 万リクエストの処理が可能な複数の独自開発 WEB サービスに関して運用経験があること。
 - ・ 仮想化システムに関して実務経験があること。
 - ・ 今回提案するのと同じ系列のハイパーバイザーを持つクラウド・ホスティング等の構築実績があること。
- ④ プロジェクト責任者又は開発担当者は、以下の条件を満たすこと。
- ・ 令和7年度版「国民健康・栄養調査用栄養摂取状況調査結果入力収集プログラム」のソースコードを精査し、本プログラムの運用環境構築に必要な要件を把握し、本業務における修正及び機能拡張等に必要な項目を精査できること。
 - ・ 国又は研究機関の開発案件において、他社が Ruby 又は Ruby on Rails で開発したソフトウェアの機能拡張又は不具合修正を行った実績があること。
 - ・ 国又は研究機関の開発案件において、test-unit による単体テスト開発を行った実績があること。
 - ・ 国又は研究機関の開発案件において、MySQL 又は MySQL 互換 DB におけるデータベース設計を行った実績があること。
- ⑤ 情報セキュリティ要件が日常的に運用できていることを担保するため、以下の環境が整備されていること。
- ・ 情報資産の管理について区画ごとのゾーンレベルを設定し、情報資産管理エリアへのアクセス権が明確化されていること。
 - ・ IC カード等による物理的入退室管理を行っていること。
 - ・ 秘密情報は鍵付きキャビネットで保管すること。
 - ・ 当所より情報（文書、電子情報等）を借用した場合は、機密情報受理管理台帳に顧客所有物名（借用物名）や取り扱い方法等を記載し管理すること。
 - ・ 借用した情報については、電子情報は認証によるアクセス制限が行われているサーバに保管し、定期的にバックアップを行うこと。

8. その他

- (1) 受託者は、本仕様の内容について上記の定期会議以外にも適宜当所と打ち合わせを実施すること。なお、打合せ際して文書により日本語で説明等を行うこと。また、その際の議事録について打ち合わせの開催日から、一週間以内に当所へ日本語で記述し提出すること。
- (2) 成果物に関しては、受託者が調達の従前から権利を保有していた等の明確な理由により、あらかじめ書面にて権利譲渡不可能と示されたもの以外、当所が所有する現有資産を移行等して発生した権利を含めてすべて当所に帰属するものとする。
- (3) 交通費、通信運搬費等の事業を遂行する上で必要な一切の経費は契約金額に含むものとする。

ること。

(4) 本事業の遂行上、仕様書に疑義が生じた場合または委細のない事項が生じた場合は、受託者は当所担当者と速やかに協議し、その指示に従うものとする。なお、当所に対する質疑及び協議の結果は、その都度、文書あるいは電子メールにて提出すること。

9. 業務期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月15日（月）まで

契 約 書

- 件 名 栄養摂取状況調査結果入力・収集プログラムの機能強化及び運用業務一式
- 履 行 場 所 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
大阪府摂津市千里丘新町 3-17 健都イノベーションパーク NK ビル
- 契 約 期 間 自 令和 年 月 日
至 令和9年3月15日
- 契 約 金 額 金 円
(うち消費税 円)
- 契 約 保 証 金 免 除

契約担当役 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔（以下「甲」という。）と落札者（以下「乙」という。）とは、栄養摂取状況調査結果入力・収集プログラムの機能強化及び運用業務一式について、下記の条項に基づき契約を締結する。

記

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

(契約の目的)

第2条 乙は、この契約書に定める事項のほか、別添仕様書に基づき、業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(内訳明細書の提出)

第3条 乙は、甲が請求したときには、この契約の締結後、速やかに契約金額内訳明細書を作成し、甲に提出しなければならない。

(監督)

第4条 甲は、この契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必

要な指示をさせることができる。

(検査)

第5条 乙は、全ての業務が終了したときは、甲の指定する検査職員に通知し、甲は通知を受けた日から10日以内に別添仕様書に基づき検査を実施しなければならない。

2 乙は、検査に合格したときをもって、業務を完了するものとする。

3 乙は、検査の結果不合格となったものについては、検査職員の指示に従い、遅滞なく手直しをし、再検査を受け、これに合格しなければならない。

(契約金額の支払)

第6条 乙は、検査終了後支払請求書を作成し、対価の支払を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受領した日から30日以内に支払わなければならない。

(遅滞料)

第7条 甲は、乙が期限内に業務を完了しないときは、履行期限の翌日から起算した遅滞日数に応じその未納付分に相当する金額に対し年3.0パーセントの割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

(遅延利息)

第8条 甲は、天災地変等やむを得ない事由に因る場合を除き、第6条第2項の期間内に対価を支払わないときは、支払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条に定める率を乗じて得た金額を遅延利息として乙に支払うものとする。

(損害賠償)

第9条 乙は、自己の責に帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、甲が実際に被った損害に限り、契約金額を上限として、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、この契約の履行に着手後、第21条による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、前項の請求を受けたときは、甲乙協議の上、定めた金額を賠償するものとする。

(違約金に関する遅延利息)

第10条 乙が第21条及び第23条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(危険負担)

第11条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなった場合は、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払の義務を免れるものとする。

(費用負担)

第12条 この契約書に別に定めるものを除き、乙がこの契約を履行する上で要する一切の費用は、乙の負担とする。

(再委託)

第13条 乙は、委託業務の全部又は主要部分を第三者に委託することはできない。

2 乙は、再委託する場合には、様式1により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。

3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託先」という。）の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

(再委託先の変更)

第14条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第2項ただし書に該当する場合を除き、様式2の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(納期の無償延期)

第15条 乙は、天災地変その他乙の責に帰し得ない事由によって、履行期限内に業務を完了できないときは、甲に対して、その事由を詳記して期限の延期を申請し、許可を得なければならない。

2 前項の場合において、甲は、その事由が正当であると認めたときは、第7条の規定にかかわらず、遅滞料を免除することができる。

(著作権等)

第16条 この契約の業務遂行において作成・取得されたデータを含む一切の成果物の所有権及び著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに定める全ての権利を含む。）は、甲に帰属するものとする。なお、乙は著作者人格権を行使しないものとする。

2 乙は、甲の承諾なしに、この契約の業務により作成された成果物を自ら使用し又は第三者に利用させてはならない。

(知的財産等)

第17条 この契約の業務遂行において新たに生じた発明その他の知的財産又はノウハウ等に係る特許権その他の知的財産権（特許その他の知的財産権を受ける権利を含む。）及びノウハウ等に関する一切の権利は、甲に属するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第18条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務（前

条に規定する権利を除く。)の全部又は一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の2に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法(平成16年法律第154号)第2条第2項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書の規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

(秘密の保持)

第19条 甲又は乙は、この契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、又は第三者に漏えいしてはならない。

2 乙は、この契約の業務遂行に必要な従業員以外はこの契約の業務に従事させてはならない。

3 乙は、この契約の業務遂行において、媒体及び手段を問わずに甲から開示又は提供された秘密情報(以下「本件秘密情報」という。)を第三者に対して開示してはならない。ただし、以下のいずれかに該当する情報については秘密情報に含まない。

一 乙が甲から開示を受けた時点で既に公知であった情報。

二 乙が甲から開示を受けた時点で既に所有していたことを文書で証明できる情報。

三 乙が甲から開示を受けた後に乙の責によらずに公知となった情報。

四 乙が正当な権限を有する第三者から適法に入手したことを証明できる情報。

五 乙が甲から開示を受けた情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報。

4 乙は、この契約の業務遂行のために必要な従業員がそれ以外の者に秘密情報を開示しないよう、厳正な措置を講じなければならない。

5 乙は、本件秘密情報をこの契約の業務のみを目的として使用するものとし、他の目的には一切使用してはならない。

6 乙は、甲の書面による事前の承諾なしに、この契約の業務遂行のため必要な最小限度の範囲を超えて本件秘密情報を複写又は複製してはならない。また、必要に応じて施錠可能な保管庫に格納する等、適正に管理しなければならない。

7 乙は、甲から要請がある場合又はこの契約の業務終了後は直ちに本件秘密情報(複写及び複製したものを含む。)を甲に返還し、又は秘密保持上問題のない方法により処分しなければならない。

8 乙が本条に違反したことにより本件秘密情報が漏洩し、甲に損害が発生した場合には、乙は甲に対しその損害を賠償しなければならない。なお、賠償額については、甲と乙にて別途協議し定めるものとする。

9 本条は、この契約の業務終了後5年間有効に存続するものとする。

(個人情報保護)

第20条 乙は、個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第

2条第1項にいう個人情報をいう。以下同じ。)の漏えい等の防止のため、適切な措置を講じなければならない。なお、詳細は別記に定める。

(契約の解除等)

第21条 甲は乙がこの契約条項に違反したとき、又は完全に契約を履行する見込みがないと認められるときは、甲は何時でもこの契約を解除することができる。この場合、違約金として甲は、契約金額の100分の10に相当する金額を乙に納付させるものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第22条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条若しくは同法第8条の2(同法第8条第1項第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

二 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第13項又は第16項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第23条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金(損害賠償金の予定)として、甲の請求に基づき、請負(契約)金額(本契約締結後、請負(契約)金額の変更があった場合には、変更後の請負(契約)金額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1項第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(属性要件に基づく契約解除)

第24条 甲及び乙は相手方が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第25条 甲及び乙は、相手方が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて契約担当役の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第26条 甲及び乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第27条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第28条 甲は、第24条、第25条及び第27条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第24条、第25条及び第27条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第29条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(契約不適合責任)

第30条 甲は引き渡された物品について、検査終了後に、種類、品質又は数量が契約の内容に適合しないこと(以下「不適合」という。)を発見したときは、乙に対し、納品後1年以内に限り、相当の期間を定めて、甲の指定した方法により、目的物の修補、代替品の納入を求めることができる。民法(明治29年法律第89号)第562条第1項ただし書は本契約には適用しない。

2 前項の期間内に乙が目的物の修補あるいは代替物の納入をしないときは、甲は乙に対して代金の減額を請求することができる。

3 本条の規定は、不適合について、甲が乙に対して損害賠償を請求し、あるいは契約を解除することを妨げない。

(紛争等の解決方法)

第31条 この契約条項又はこの契約に定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

(裁判管轄)

第32条 この契約に関する訴えは、大阪地方裁判所の管轄に属するものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

甲 大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目6番8号

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔

乙

令和 年 月 日

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

名称

代表者氏名

印

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委託する相手方の業務の範囲
3. 委託を行う合理的理由
4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

令和 年 月 日

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

名称

代表者氏名

印

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

個人情報取扱特記事項

第23条に基づき個人情報保護について次のとおり定める。

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

2 乙は、この契約による業務（以下「本業務」という。）を実施するに当たり、甲が乙に開示する次の各号のいずれかに該当する秘密情報の取扱いは情報セキュリティポリシーに準拠して適正に行わなければならない。

一 秘密である旨の表示がなされている資料に記録された情報(書類、電子データを格納した電子媒体等の有体物)

二 口頭又は視覚的方法により開示され、かつ、開示に際し秘密である旨明示され、カ示後14日以内に書面で相手方に対して通知された情報

3 次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報には含まないものとする。

一 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを文書で証明できる情報

二 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報

三 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報

四 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報

五 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、甲の秘密情報を本業務のみに使用し、本業務の遂行に直接携わる自己の構成員、従業員又は役員（以下「従業員等」という。）に対して開示できるものとする。この場合、乙は、従業員等に対し、本契約上の自己の義務を遵守させるものとする。

3 乙は、甲の秘密情報を事前の文書による承諾なしに第三者に開示してはならない。

4 第2項の規定にかかわらず、乙が、管轄官庁又は法令の要請により相手方の秘密情報の開示を命じられた場合は、開示する範囲を可能な限り縮減する等、秘密情報の秘密性を維持するための合理的な措置を施し、甲へ事前に報告した上、当該秘密情報を関係当局に開示することができる。ただし、この開示により当該秘密情報の秘密性は喪失せず、乙は引き続き本契約に従って当該秘密情報を取り扱うものとする。

(収集の制限)

第3条 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第4条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(評価結果の取扱い)

第5条 乙により本業務の結果得られた情報等（以下「評価結果」という。）を、乙は、甲の事前の文書による承諾なしに評価結果を第三者に開示又は譲渡してはならない。

(免責)

第6条 甲及び乙は、本契約に基づき相手方に開示する秘密情報の完全性、正確性、有用性等について保証するものではなく、秘密情報の使用に起因する損害又は特許権その他の権利の侵害に関しては、一切責任を負わない。

(権利不許諾)

第7条 本契約の締結又は本契約に基づく情報の開示によっては、相手方にいかなる特許その他の財産権に関する権利を与えるものではなく、また、当事者間で何らかの取引を開始することを確約するものではない。

(知的財産権)

第8条 乙は、甲から開示された秘密情報に基づいて、発明、考案、意匠、植物品種、データベースの著作物、プログラムの著作物、半導体集積回路の回路配置及びノウハウの創作が生じた場合には、乙は、直ちに甲に対し通知するものとし、権利の帰属、取扱い等について甲乙別途協議の上、決定するものとする。

(目的外利用・提供の禁止)

第9条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第10条 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事務従事者への周知)

第11条 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の禁止)

第12条 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

第13条 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は復元不可能な方法で廃棄するものとし、その記録を残すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(秘密情報の返却・破棄)

第14条 乙は、甲が保有する秘密情報に関し、甲が返却若しくは破棄を要求した場合又は本契約が終了し、若しくは解約若しくは解除された場合は、直ちに甲の秘密情報（複写及び複製したものを含む。）の全てを甲の指示に従って返却又は破棄するものとする。

(損害賠償等)

第15条 甲又は乙は、相手方が本契約に違反し自己が損害を被った場合には、相手方に対して当該損害の賠償を請求できる。

(調査)

第16条 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故発生時における報告)

第17条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(譲渡禁止)

第18条 乙は、相手方の書面による同意なしに本契約の全部又は一部をいかなる者にも譲渡してはならない。

ご担当者連絡先

件名：栄養摂取状況調査結果入力・収集プログラムの機能強化及び運用業務一式

所属部署	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

質疑書と併せて、下記期限までにメールにてご提出ください。

提出期限：令和8年2月10日（火）17時00分

提出先メールアドレス：総務部会計課管理係 eiken-kaikei@nibn.go.jp

競争参加資格確認関係書類

- 1 厚生労働省大臣官房会計課長から通知された等級決定通知書の写
- 2 誓約書（2種類）
- 3 保険料納付に係る申立書
- 4 その他参考資料
会社履歴書等
- 5 別紙「適合証明書」及び仕様書7（3）を満たすことを証明する書類
- 6 提出部数 各1部
- 7 提出期限 令和8年2月20日（金）17時00分まで

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

誓 約 書

弊社は、「栄養摂取状況調査結果入力・収集プログラムの機能強化及び運用業務一式」の入札において、弊社が落札致した場合には、仕様書に示された仕様を満たすことを確約致します。

住 所

商号又は名称

及び代表者職氏名

印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

誓 約 書

弊社は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、弊社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、弊社の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当役等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

住 所

商号又は名称

及び代表者職氏名



(別紙様式)

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和_____年_____月_____日

(住 所)

(名 称)

(代表者職氏名)

_____ 印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

適合証明書

件名：栄養摂取状況調査結果入力・収集プログラムの機能強化及び運用業務一式
社名：
部署名及び担当者氏名：
電話番号：
メールアドレス：

番号	仕様書の要件	補足事項	証明内容	適合
1	個人情報保護マネジメントシステムを確立していること。プライバシーマーク制度の認証によるプライバシーマーク使用許可又はISO/IEC27001の認証若しくはJIS Q 27001（日本工業標準規格）の認証を受けていること。	左記の事項を証明できる書類（写し可）を提出すること。	別紙〇のとおり	
2	受託者は本プログラムに適用するセキュリティサービスのうち、ファイヤーウォールサービス、WAF（Web Application Firewall）、IDS（Intrusion Detection System）、IPS（Intrusion Prevention System）のいずれかを自社で構築し、顧客環境に提供し保守運用を行った実績があること。	左記の事項を証明できる書類（写し可）を提出すること。	別紙〇のとおり	
3	プロジェクト責任者又は運用担当者は、以下の条件を満たすこと。 ・1日当たり100万リクエストの処理が可能な複数の独自開発WEBサービスに関して運用経験があること。 ・仮想化システムに関して実務経験があること。 ・今回提案するのと同じ系列のハイパーバイザーを持つクラウド・ホスティング等の構築実績があること。	左記の事項を証明できる書類（本件のプロジェクト責任者又は運用担当者の業務経歴書）を提出すること。	別紙〇のとおり	
4	プロジェクト責任者又は開発担当者は、以下の条件を満たすこと。 ・令和7年度版「国民健康・栄養調査用栄養摂取状況調査結果入力収集プログラム」のソースコードを精査し、本プログラムの運用環境構築に必要な要件を把握し、本業務における修正及び機能拡張等に必要な項目を精査できること。 ・国又は研究機関の開発案件において、他社がRuby又はRuby on Railsで開発したソフトウェアの機能拡張又は不具合修正を行った実績があること。 ・国又は研究機関の開発案件において、test-unitによる単体テスト開発を行った実績があること。 ・国又は研究機関の開発案件において、MySQL又はMySQL互換DBにおけるデータベース設計を行った実績があること。	左記の事項を証明できる書類（本件のプロジェクト責任者又は運用担当者の業務経歴書）を提出すること。	別紙〇のとおり	
5	情報セキュリティ要件が日常的に運用できていることを担保するため、以下の環境が整備されていること。 ・情報資産の管理について区画ごとのゾーンレベルを設定し、情報資産管理エリアへのアクセス権が明確化されていること。 ・ICカード等による物理的入退室管理を行っていること。 ・秘密情報は鍵付きキャビネットで保管すること。 ・当所より情報（文書、電子情報等）を借用した場合は、機密情報受理管理台帳に顧客所有物名（借用物名）や取り扱い方法等を記載し管理すること。 ・借用した情報については、電子情報は認証によるアクセス制限が行われているサーバに保管し、定期的にバックアップを行うこと。	本件を受託するにあたり使用する予定の情報保管環境について、左記の情報セキュリティ要件を充足していることを示す書面（情報資産管理エリアの区画ごとのゾーンレベルを図示した図面等を含む）を提出すること。	別紙〇のとおり	

- ・証明内容の欄には添付する資料の内容を記載すること
- ・適合の欄は当所側で記入するため、空欄とすること

入 札 書

件名 栄養摂取状況調査結果入力・収集プログラムの機能強化及び運用業務一式

金 _____ 円也

入札説明書に定める各事項を承諾の上、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

(競争参加者)

住 所

称号又は名称

代表者職氏名

印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

記載要領

入 札 書

1. 入 札 件 名 ○○○○○○○○○

2. 入 札 金 額 ¥ _____

入札説明書に定める各事項を承諾の上、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

(競争参加者)

住 所 【記載要領】(2)及び
 (3)の「例」参照

氏 名

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

【 記 載 要 領 】

(1) 競争参加者の氏名欄は、法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。

(2) 第1回目の入札書は、契約権限を有する代表者本人又は契約権限を年間委任された代理人の氏名、印にて作成すること。

「例1：契約権限を有する代表者本人の場合」

(競争参加者)

住 所 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□

代表取締役 △△ △△ 印

「例2：契約権限を年間委任された代理人の場合」

(競争参加者)

住 所 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□

代表取締役 △△ △△

代理人

住 所 大阪市〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□ 大阪支店

大阪支店長 △△ △△ 印

- (3) 第2回目以降代理人(復代理人)が入札する場合は、入札書に競争参加者の所在地、名称及び代表者氏名と代理人(復代理人)であることの表示並びに当該代理人(復代理人)の氏名を記入して押印すること。

「例1: 契約権限を有する代表者本人の代理人の場合」			
(競争参加者)			
住 所	大阪市〇〇〇〇〇〇〇〇		
氏 名	株式会社 □□□□ 大阪支店		
	代表取締役 △△ △△		
代 理 人	〇〇 〇〇 印		
「例2: 契約権限を年間委任された代理人が代理を選任した場合」			
(競争参加者)			
住 所	東京都〇〇〇〇〇〇〇〇		
氏 名	株式会社 □□□□		
	代表取締役 △△ △△		
復代理人	〇〇 〇〇 印		

- (4) 記載文の訂正部分は、必ず訂正印を押印すること。
- (5) 落札決定にあたっては、入札書に記入された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか非課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。
- (6) 工事、製造、役務、複数の物品等については、入札金額の積算内訳を入札書に添付すること。

封筒記載例（入札書のみ入れて下さい。）

（表面）

令和〇〇年〇月〇〇日 開札

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

入札書在中

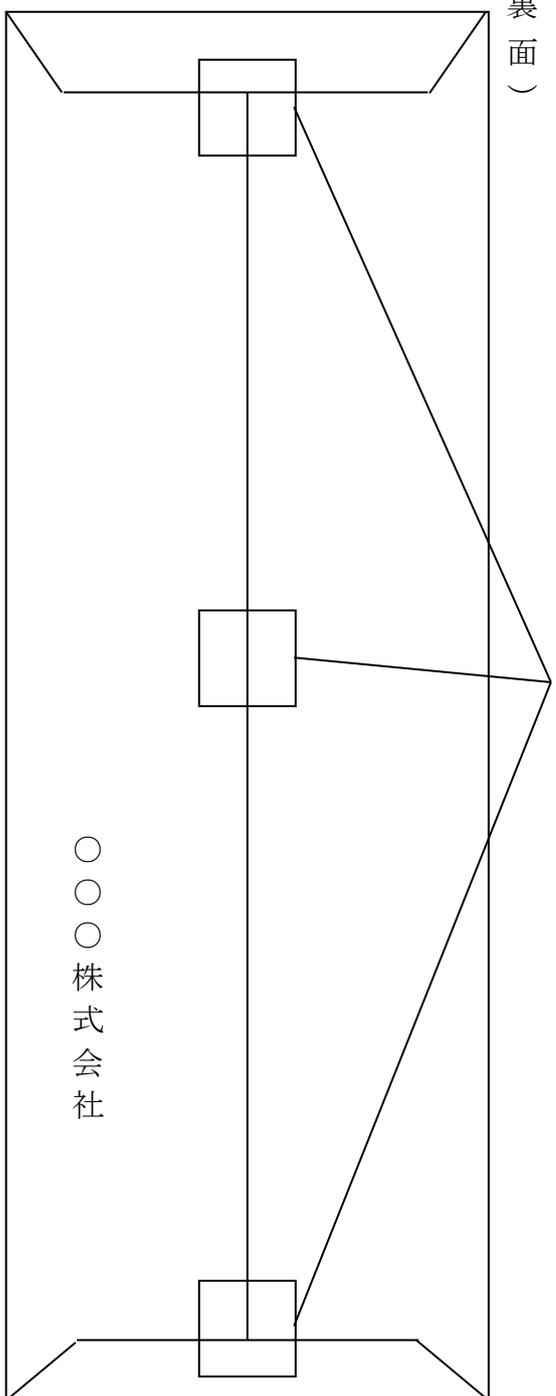
契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

※氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記入すること。

御社代表者印（3ヶ所）

（裏面）



入札辞退届

件名：栄養摂取状況調査結果入力・収集プログラムの機能強化及び運用業務一式

上記の入札件名について、都合により辞退します。

令和 年 月 日

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

入札者

住所

氏名(社名)

委任状

私は、
を代理人と定め、下記のとおり委任いたします。

記

委任事項

令和8年2月25日開札 件名「栄養摂取状況調査結果入力・収集プログラムの機能強化及び運用業務一式」の競争入札に関する開札日における一切の権限を委任いたします。

代理人

氏名

⑩

令和 年 月 日

委任者

住所

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

年間委任状

私は、下記受任者を代理人と定め令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間における 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 との下記事項に関する権限を委任します。

記

1. 見積、入札及び契約の締結に関する事。 (契約の変更、解除に関する事を含む)
2. 契約物件の納入及び取下げに関する事。
3. 契約代金の請求及び受領に関する事。
4. 復代理人を選任すること。
5. 共同企業体の結成及び結成後の共同企業体に関する上記各項の権限。
【工事契約以外の場合は除く】
(ただし、3については、上記期間満了日の翌々月末までとする。)

令和 年 月 日

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

委任者

本社・本店所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

受任者

支店等所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

(事務連絡)

件名：栄養摂取状況調査結果入力・収集プログラムの機能強化及び運用業務一式

ご担当者連絡先及び質疑書について

「ご担当者連絡先」及び「質疑書」は、期日までに下記メールアドレス宛てに電子媒体（電子文書ファイル）で提出をお願いいたします。

〒566-0002

大阪府摂津市千里丘新町3-17 健都イノベーションパークNKビル
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 総務部会計課管理係
提出先メールアドレス eiken-kaikei@nibn.go.jp

期限について

ご担当者連絡先・質疑書 : 令和8年2月10日（火）17時00分まで
競争参加資格確認関係書類 : 令和8年2月20日（金）17時00分まで
入札書 : 令和8年2月24日（火）17時00分まで
開札日の日時 : 令和8年2月25日（水）15時30分

入札参加改善に向けたアンケート

案件名	栄養摂取状況調査結果入力・収集プログラムの機能強化及び運用業務一式
公告種別	一般競争入札
すべての事業者様にお伺いいたします。 該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> をお願いいたします。	(質問)入札公告日又は説明会の日から入札書・提案書等の提出期限までは適切でしたか <input type="checkbox"/> 1 特に問題はなかった <input type="checkbox"/> 2 期間が短かった (具体的な必要期間: _____)
参加(応募)頂けない事業者様の理由をお聞かせください。 該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> をお願いいたします。	<input type="checkbox"/> 1 競争参加資格の等級が、自社の参加資格と一致していなかった。 <input type="checkbox"/> 2 説明書をもても業務内容、業務量、求められる成果物、審査基準が分かりにくく、判断できなかった。 <input type="checkbox"/> 3 業務内容に一部扱えない業務があった。 (具体的業務: _____) <input type="checkbox"/> 4 参加しても価格の優位性がなく受注見込みがないと判断した。 <input type="checkbox"/> 5 求められる業務実績の要件が厳しかった。 (厳しいと考えられた業務実績: _____) <input type="checkbox"/> 6 業務の履行期間が短く、期日までに成果物を納品できない可能性があった。 <input type="checkbox"/> 7 業務内容が多岐にわたるため、必要な技術者・要員を確保するには時間が不足している。又は発注ロットが大きすぎて、必要な人員等を確保できないと判断した。 <input type="checkbox"/> 8 入札公告(公示)又は説明会の日から入札書・提案書等の提出期限までの期間が短かった。 <input type="checkbox"/> 9 その他:自由記載 (_____)
補足 【すべての事業者様・自由回答】	仕様書等に改善すべき点があれば教えてください。
ご意見・ご要望 【すべての事業者様・自由回答】	
事業者名(任意)	
ご担当者(任意)	
ご連絡先(任意)	

ご協力頂きましてありがとうございます。